

1割負担**2割負担**

後期高齢者医療制度にご加入中の皆様へ ご利用ください

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

●病院窓口に提示すると、医療費の負担限度額が下がり、入院時の食事代も減額されます。

医療機関や調剤薬局での窓口負担については、世帯の負担を軽減するために、1か月ごとの限度額を設けています。

保険証の負担割合が「1割」の場合で、区分が低所得Ⅰ・Ⅱのいずれかに該当する場合、認定証の交付を受けて医療機関等に提示すると、保険適用分の医療費の自己負担額が、低所得区分の1か月ごとの限度額（1医療機関ごと）までの負担ですみます。

●保険証の負担割合が「1割」で、住民税非課税世帯に該当する方が対象となります。（下記の表の太枠）

●医療機関において適用区分を確認できる場合があります。

確認できない場合は、市町村窓口に申請し、交付を受けてください。

（申請した月の受診分から適用になります）

★申請時に、①保険証、②マイナンバーがわかる書類、③顔写真付きの身分証をご持参ください。

★認定状況が確認できない場合、区分「一般」の限度額となります。1か月ごとの負担額が本来の限度額を超えた場合は超えた分が高額療養費として支給されます。

★食事代は、認定状況が確認できない場合、区分「一般」の食事代となります。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限 令和〇〇年 7月31日	
交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
被保険者番号	01234567
被保険者住所	寒河江市大字寒河江字久保6番地
被保険者氏名	長寿 太郎
被保険者生年月日	昭和 8年 5月 1日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	（印）
被保険者番号	3:9 0 6 *: *: *
並びに保険者名稱及び印	山形県後期高齢者医療広域連合 印

負担割合	区分	対象者	医療費1か月あたり自己負担限度額 ※1※2※3		食事代 ※4 (1食につき)
			外来(個人)	外来+入院(世帯)	
1割負担	低所得Ⅰ	住民税非課税世帯で、 ①世帯全員の所得がなく、年金収入が80万円以下の方 ②老齢福祉年金受給者など	8,000円	15,000円	100円
	低所得Ⅱ	住民税非課税世帯で、低所得Ⅰ以外の方など		24,600円	過去1年間の入院日数90日超えの場合 ※5 160円 (要申請)
	一般	現役並み所得にも、一般(一定以上所得)にも、低所得Ⅰ・Ⅱにもあてはまらない方	18,000円 (年間144,000円上限) ※6 (2割負担の方は3年間配慮措置が適用されます) ※9	57,600円 多数回(4回目から) 44,400円 ※7	過去1年間の入院日数90日以下の場合 210円
2割負担	一般 (一定以上所得)	住民税課税所得が28万円以上145万円未満の世帯で、一定以上の収入・所得がある方 ※8			460円 ※10

※1 医療費の窓口負担限度額の計算上、保険適用外の医療費の自己負担額や、食事代や差額ベッド代などは含みません。

※2 月の途中で75歳に到達した場合は、2分の1の額になります。

※3 入院を含む場合は、世帯内の加入者全員の一部負担金を合計します。

※4 療養病床に入院した場合の入院時生活療養費(食事代・住居費)は、上記表の金額とは異なりますので、医療機関窓口でご確認ください。

※5 負担区分「低所得Ⅱ」で過去1年間の入院日数が90日を超える場合は「長期該当」となり、申請が必要となります。

入院日数は負担区分「低所得Ⅱ」の期間中の入院日数のみ数えます。申請日の翌月初日から適用となります。

※6 一般区分の外来(個人)について1年間(8月から翌年7月)の自己負担額の合計額に144,000円の上限が設けられます。

※7 ()内は過去12か月以内に外来+入院の自己負担限度額を超えた支給が3回あった場合の4回目以降の限度額です。

※8 「一定以上の収入・所得がある方」とは、加入者が1人の場合「年金+その他の合計所得」が200万円以上、2人以上であれば加入者全員の「年金+その他合計所得」が320万円以上の世帯の方となります。

※9 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、1か月の外来医療費の窓口負担を1割負担の額+3,000円以内に抑えます。

※10 指定難病の方または平成28年4月1日において、継続して1年以上精神病床に入院している方は、260円になります。